

第五條 指定從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ指定從業者ヲ雇入レタル者ハ雇入ノ日ヨリ五日以内ニ様式第四號ニ依リ當該指定從業者ヲ使用スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ其ノ旨報告スベシ

第六條 職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業紹介所官制第八條第二項ノ規定ニ基キ定メタル一般管轄區域ニ拘ラズ當該官吏ヲシテ本則施行地内ニ在ル關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得ルモノトス

第七條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第五號ニ依ルモノトス

附則
本則ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年四月厚生省令第四號從業者雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス
(備考) 様式第一號乃至第五號の別掲省略

朝鮮總督府の臨時家族手當支給規則 の公布

朝鮮總督府に於ては昭和十五年十月十日府令を以て判任官以下官廳職員に對する臨時家族手當の支給規則を公布したが、之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手當支給規則

(朝鮮總督府令第二百五十五號)
昭和十五年十月十五日

第一條 臨時家族手當ハ朝鮮總督府及所屬官署ノ判任官、同待遇者、嘱託員（毎月一定ノ手當ヲ受ケ且常

時勤務ニ服スル者ニシテ部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受ケザル者ニ限ル）、雇員又ハ傭人ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ之ヲ支給ス但シ左ノ各號ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 實收月額二百圓ヲ超ユル者
二 債給、給料又ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者
三 休職中ノ者（陸海軍ニ應召ノ爲休職ヲ命ゼラレタル者ヲ除ク）
四 臨時ノ嘱託員、雇員又ハ傭人（嘱託又ハ雇傭ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク）
五 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者又ハ臨時陸海軍特設ノ事務等ニ從事スル者

一 實收月額二百圓ヲ超ユル者
二 債給、給料又ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者
三 休職中ノ者（陸海軍ニ應召ノ爲休職ヲ命ゼラレタル者ヲ除ク）
四 臨時ノ嘱託員、雇員又ハ傭人（嘱託又ハ雇傭ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク）
五 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者又ハ臨時陸海軍特設ノ事務等ニ從事スル者

第六條 本令ニ於テ實收月額ト稱スルハ債給、給料又ハ手當ノ月額（二以上ノ債給、給料又ハ手當ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額）ト左ノ各號ニ掲グル與ノ月額（一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ）トノ合算額ヲ謂フ
一年功ニ依ル加給
二 功勞加俸
三 精勤加俸
四 在勤加俸
五 國境地方在勤者臨時特別手當
六 交通至難地在勤手當
七 航空加俸（日額ヲ以テ支給スルモノヲ除ク）
八 特別手當
九 朝鮮語獎勵手當
十 舍監手當
十一 航海日當
十二 勤勉手當
十三 普通恩給
十四 其ノ他毎月又ハ定期ニ定額若ハ定率ヲ以テ給與スルモノ（實費辨償ノ性質ヲ有スル給與ヲ除ク）

前項ノ場合ニ於テ普通恩給ニ在リテハ其ノ十二分ノ一二相當スル金額ヲ以テ、定額ニ依リ支給スル日給數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ月額十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

ニ依ル額ヲ以テ給料又ハ給與ノ月額ト看做ス

一 一月乃至六月ノ各月ニ於ケル月額ハ前年同期間

ニ支給シタル額ノ月平均額トス但シ之ニ依リ難キ

場合ニ於テハ最初ニ臨時家族手當ヲ支給スペキ月

前ニ遡リ六月以内ニ於テ支給シタル額ノ月平均額

又八月換算額トス

二 七月乃至十二月ノ各月ニ於ケル月額ハ前年同期

間ニ支給シタル額ノ平均額トス但シ之ニ依リ難キ

場合ニ於テハ最初ニ臨時家族手當ヲ支給スペキ月

前ニ遡リ六月以内ニ於テ支給シタル額ノ月平均額

又八月換算額トス

第六條 明治三十七年勅令第二百六號ノ適用ヲ受クル

者又ハ私事ノ故障、病氣缺勤等ニ依リ俸給ノ減額支

給ヲ受クル者ノ實收月額ハ當該文官ノ俸給額ヲ基準

トシテ之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ囑託員、雇員又ハ傭人ノ實收月額ノ計

算ニ之ヲ準用ス

第七條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記

様式ニ依ル總家族及扶養家族屆（不具殘疾者ニ付テ

ハ醫師ノ診斷書又ハ證明資料ヲ添附スルヲ要ス）ヲ

官署ノ長（第九條ノ場合ニ於テハ支給廳ノ長トス以

下之ニ同ジ）ニ提出スベシ

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者總家族及扶養家族ニ

異動ヲ生ジタルトキハ其ノ事實ノ生ジタル日ヨリ十

日以内ニ其ノ旨ヲ官署ノ長ニ届出ヅベシ

第一項ノ規定ハ轉任、轉勤等ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ官署ノ長ハ

其ノ事實ヲ確メタル上經費ノ支拂ヲ爲ス官吏ニ通知

スベシ

第八條 臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具フル

ハ父タル職員トス

第十一條 特別ノ事情ニ因リ前二條ノ規定ニ依リ難キ

ニ至リタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ之ヲ

支給日ニ其ノ月分ヲ支給ス但シ俸給、給料又ハ手當ノ

扶養家族數增加シタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ、扶養

家族數減少シタル場合及第一條ニ依リ臨時家族手當

ノ支給ヲ受クル者第四條ニ該當スルニ至リタル場合

ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給額ヲ改正ス

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル職員ニシテ轉任者、轉

勤者又ハ退職若ハ解職當日他廳ニ任用若ハ採用セラ

レタル者ノ臨時家族手當ハ發令ノ當日迄ヲ甲廳ノ負

擔トシ翌日以降ノ分ハ乙廳ニ於テ之ヲ支給ス但シ前

條第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル場合ハ此ノ限

ニ在ラズ

第九條 敷廳ニ勤務シ敷廳ヨリ俸給、給料又ハ手當ノ

支給ヲ受クル職員ノ臨時家族手當ニ付テハ本務廳

（陸海軍ニ召集セラレタル者ハ職員トシテノ奉職官

廳ヲ本務廳ト看做ス）ヲ支給廳トス

前項ノ場合ニ於テ本務廳ノ定ナキトキハ支給額最モ

多額ナル廳ヲ支給トス但シ各廳ノ支給同額ナルト

キハ各廳ノ協議ニ依ル

第十條 扶養家族タル父母又ハ不具殘疾者ヲ有スル職

員同一戸籍内ニ數人アル場合ニ於ケル父母又ハ不具

殘疾者ヲ基本トスル臨時家族手當ハ左ノ順位ニ依リ

之ヲ支給ス

本令ハ昭和十五年十月分ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ在職スル者ニシテ臨時家族手當ノ支

給ヲ受クベキ要件ヲ具フル者ニ在リテハ十月一日現在

ニ依ル總家族及扶養家族屆ヲ十月十五日迄ニ官署ノ長

ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ父母タル職員其ノ子ヲ扶養スル場合ニ

手當ハ第八條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十月分ヨリ之

(別記様式省略)

卷之三

明治三十七年九月十三日公布 勅令第二百六號ハ文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル件ナリ

生活必需物資の統制に関する勅令要綱の決定

総動員法の一部發動による生活必需物資統制に関する勅令の要綱案は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於て原案通り可決せられたが、之を擱くれば次の如くである。生活必需物資の種類については要綱第一に閑令を以て決定さるゝ旨規定されてゐるが、その対象となるものは家庭用燃料、食料、繊維製品等の外、醫藥品(醫療材料を含む)、嬰兒用品等をも包括さるものと考へられる。

生活必需物資の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱を適用すべき生活必需物資の種類は閣令を以て之を定むること

第二 主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官以下同じ）は生活必需物資の生産者（加工を爲す者を含む以下同じ）又其の團體に對し當該物資の生産（加工を含む以下同じ）に關し必要なる事項を命じ又

第三 主務大臣は生活必需物資の生産者、販賣其の他賣渡を爲す者、輸入業者又は業務に關し若は轉賣の目的を以て生活必需物資を所持する者に對し譲渡の時期、相手方其の他必要なる事項を指定して之が譲

渡を命じ得ること

第四 主務大臣は生活必需物資の生産者 販賣其の他

(一) 第二に依る譲渡の命令
(二) 第三に依る生産の命令
(三) 第六に依る寄託、保有又は移動の命令
四) 第七に依る保管の命令

新台を衝いて當詔官吏をして工場 事業場 店舗、倉庫その他の場所に臨檢し業務の状況若しくは

第十三 主務大臣は個人、法人その他の團體をして生舌必需物資の流通上に更にうまきこなり、一つは

少額物資の総務上必要な業務に協力せしめ得ること

二〇六

〔參照〕 總動員法第八條

臨時農地價格の統制及臨時農地等 管理に関する兩勅令要綱の決定

總動員法の一部を發動して地價を抑制し又耕地の濫
廢を防止するを目的とする臨時農地價格の統制に關す
る勅令及び臨時農地等の管理に關する勅令の兩要綱案
は昭和十五年十二月十四日第十四回總動員審議會に於
て原案通り可決せられたが、之を掲ぐれば以下の如く
である。

臨時農地價格の統制に關する勅令要綱

第一 本要綱に於て農地とは耕作の目的に供せらるゝ

七